



平成30年1月22日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所における燃料有効長頂部位置データについて

当社は、東海第二発電所の新規制基準への適合性確認審査と運転期間延長認可審査において、本年1月11日及び15日、原子力規制庁から審査資料に数値の不整合があることを指摘されました。

これを受け、当社として事実関係の確認を行ったところ、一部の審査資料において、当社資料に混在する燃料有効長頂部位置のデータ※を使用していたことを確認しました。

このため、本日、これらの事象について、原子力規制庁に報告しました。

当社は今後、東海第二発電所の新規制基準への適合性確認審査と運転期間延長認可審査のほか、過去の安全評価や保安規定、社内規程などへの影響について早急に確認してまいります。

※：燃料集合体は燃料棒を束ねた構造をしており、燃料被覆管に燃料ペレットの入っている部分の長さを「燃料有効長」という。このうち、炉心に燃料集合体が装荷された状態で、燃料有効長の垂直方向の頂点の高さを「有効長頂部」という。この原子炉圧力容器底部から燃料有効長頂部までの高さについては、設計メーカ図面である第1種図面の数値362.31inch(9203mm)を使用すべきところ、製造メーカ図面である第2種図面の数値360.31inch(9152mm)を使用していた。

以上